

令和5年 第4回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年3月1日(水)
開会 午後5時00分 閉会 午後5時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説 明 者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第12号 令和5年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について
 - (2) 議案第13号 専決処分の承認について(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について)

【追加議案 議案第14号、議案第15号】

 - (3) 議案第14号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - (4) 議案第15号 京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部改正について
- 7 そ の 他
 - (1) 書報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 3月学校行事予定について
 - ② 3月保育所・こども園行事予定について
 - ③ 3月生涯学習課行事予定について
 - ④ 3月文化財保護課行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全9頁)
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年3月31日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第4回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆さんこんにちは。本日は、府立高校の卒業証書授与式でした。ここ数年、新型コロナウイルス感染症予防の観点から来賓への案内を控えられていたため、市教委としても祝辞を送るだけの対応となっていました。久しぶりの出席となりました。

私は午前中、初めての卒業生を送り出す丹後緑風高校の卒業式に、午後からは、最後の卒業生を送り出す網野高校間人分校の卒業式と閉校式に出席しました。卒業する生徒たちは、大切な高校生活のほとんどがコロナ禍での生活となりましたが、創意工夫によりこれまで通りとは行かないまでも充実した学校生活を送ってくれていることが分かり、少し安心しました。新たな進路先では、こうした経験をばねとして京丹後への誇りと愛着を持って自分の夢や目標に向かって進んでくれることを願いたいと思います。

さて、議会は3月定例会の会期中で、来週には代表質問、一般質問も予定されています。今回は本当に多くの教育委員会事務局への質問があり、議員の皆さんの教育・子育てに対する関心や課題意識の高さが感じられます。議員の皆さんは市民の代表ですので、私たち教育委員会事務局としても、そうした議員の皆さんの教育等に関する関心や課題意識の高さは市民の皆さんの教育等に対する関心や課題意識の高さの反映であると捉え、丁寧に分かりやすい答弁に努めていきたいと考えていますし、これまでの成果を踏まえた来年度の本市の教育の重点等についてしっかりと理解いただく機会にしていきたいと考えています。

また、本日より教育委員会事務局に2名のふるさと創生職員が着任しました。生涯学習課と文化財保護課にそれぞれ配属されます。専門性を生かした職務の遂行を期待しているところです。

本日は、「令和5年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について」をはじめ、追加議案も合わせ4議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和5年第2回教育委員会（2月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願ひいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願ひします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第12号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第12号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第12号について承認)

〈松本教育長〉

これより会議を公開とします。

〈松本教育長〉

次に、議案第13号「専決処分の承認について（京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第13号「専決処分の承認について（京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について）」を説明させていただきます。

保育所・認定こども園の保育料につきましては、従来より、国や京都府による軽減制度に加え、市の独自施策として適用条件を緩和するなど、上乘せをして保護者の負担軽減を図り、子育て環境の充実に努めているところです。

今回の改正につきましては、同一世帯に子どもが3人以上いる場合の第3子以降の保育料無償化の条件をさらに拡大するもので、現在、所得要件によっては第1子の年齢制限が18歳以下とされている年齢制限を撤廃いたしまして、同一世帯の場合であれば所得や第1子の年齢に関係なく第3子以降の保育料は全て無償化とするものです。

それでは新旧対照表をご覧ください。

複数の子どもがいる世帯の特例を規定する第5条の第2号中、「保護者と生計を一にする」を「特定被監護者等」に改め、同号中の括弧書き「第1子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合の第3子以降に限る。」を削ります。ここで第3子以降無償化とする場合の年齢制限をなくすというものです。

以降につきましては、第5条第2号の改正により影響を受ける箇所の改正をするもの

で、同条第3号中「教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども」の部分及び「特定被監護者等」の括弧書き内を削り、4ページ項を号に、これは以前からの字句の誤りの訂正です。そして「第3子以降の保育料は徴収しない」の部分削り、同条第4号中「第2子以降」を「第2子」に改めるものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしています。

なお、本議案につきましては、去る2月27日に開催されました京丹後市議会3月定例会にて既に上程をしています。本来であれば事前に教育委員会の承認を得るべきものですが、緊急処理の必要があり、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育委員会事務委任規則に基づき教育長の専決処分とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第13号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第13号「専決処分の承認について（京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案2件を準備しています。

初めに、議案第14号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第14号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、令和5年度以降からの教育委員会事務局組織の所掌事務について、課の名称を含めた係の事務分掌を変更することに伴い所要の改正を行うものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条に課及び係を規定しており、令和5年度から文化財保存活用地域計画の推進に当たり文化財の保存のみならず活用の取組みを強化する姿勢を表すことから、「文化財保護課」を「文化財保存活用課」に、「管理調査係」を「保存活用係」に改めます。

次に、第3条には課の事務分掌を規定しております。2ページをご覧ください。

学校教育課の企画調整係につきましては、(ソ)中の「児童生徒の国際交流」を「グローバル人材の育成」に改めます。

次に、子ども未来課の企画児童係については、新たに(オ)で、令和4年度中に設置をいたしました「子ども家庭総合支援拠点に関すること。」を加えています。

次に3ページをご覧ください。

生涯学習課、スポーツ推進室については、(イ)で「スポーツ推進計画に関すること。」を加えています。また、社会教育・文化振興係については、「社会教育計画の立案に関すること。」を削り、(エ)「図書館協議会に関すること。」、(オ)「子どもの読書活動推進計画に関すること。」及び(コ)「文化芸術振興計画に関すること。」を加えています。

次に4ページをご覧ください。

第2条で申しあげました課名、係名の改正のほか、保存活用係の(エ)中「文化財及び歴史文化(以下「文化財等」という。)」というふうに広義の意味合いに改めまして、以下同じ定義を用いる箇所を「文化財等」に、(コ)中「文化財の保存及び活用の計画」を「文化財保存活用地域計画」に、改正案の(シ)中「文化財の管理調査」を「文化財等の保存及び活用」にそれぞれ改めます。また、(ケ)として「文化財等の発信及び活用に関すること。」を加えています。

最後に附則として、施行日は令和5年4月1日としています。

以上、御審議いただきますようお願い申し上げます

<松本教育長>

議案第14号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。
議案第14号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第15号「京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第15号「京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部改正について」を説明させていただきます。
議案第14号で、文化財保護課の名称を文化財保存活用課に改めることにより影響を受ける条例について所要の改正を行うものです。
新旧対照表をご覧ください。

第8条、庶務について、「文化財保護課」を「文化財保存活用課」に改めます。

附則として、施行日は令和5年4月1日としています。

なお、承認をいただければ、市議会3月定例会に追加議案として上程することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第15号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第15号「京丹後市史跡整備検討委員会条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

〈引野教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課・文化財保護課〉

- ① 3月学校行事予定について
- ② 3月保育所・こども園行事予定について
- ③ 3月生涯学習課行事予定について
- ④ 3月文化財保護課行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありますか。

〈引野教育次長〉

追加で御報告をさせていただきます。

教育長の動静の中にも書いてありますが、2月21日に吉野小校区の学校適正配置に向けた住民説明会を開催させていただきました。PTAのほうは既に適正配置に向けた理解をいただいているという状況でしたが、地域での説明会ということで、多くの保護者の皆さんや地域の皆さんに御出席いただきました。

そこで、計画の説明ですとか、吉野小学校の今後の児童数の推移等も説明させていただき、適正配置を進めることについての御意見をいただきました。

多くの保護者の方が、適正配置を早く進めてほしいということで、保護者の代表の方からの御報告もありまして、地域の方の御意見も反対の御意見は全くございませんでした。保護者の思いがよく分かったと、保護者の思いを一番に考えるべきだということで、もうやむを得ないというような御意見が出されまして、理解が深まったのではないかといいように捉えていますし、新しい学校づくり準備協議会の設立につきましても、地域の皆さん、保護者の皆さんの確認をその場でさせていただきましたので、今後、令和6年4月の適正配置に向けて、1年少しで準備を進めていくということになると思います。今度の議会でもこれに関する御質問がありますので、丁寧に説明をさせていただきますと思っています。以上です。

〈松本教育長〉

全体を通して再度、何かありますでしょうか。

ないようでしたら、以上で第4回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦
勞様でした。

<閉会 午後5時40分>

[3月臨時会 令和5年3月14日(火) 午後2時00分から]